

## 論文の内容の要旨

論文題目 生権力の歴史——脳死・尊厳死・人間の尊厳をめぐって

氏名 小 松 美 彦

本論考は、先端医療やバイオテクノロジーが隆盛を極める現代にあつて、人間の死生の在りようを、「メタバイオエシックス」の視座（文明論・歴史・経済批判・メタ科学・生権力の視座）から、とくに生権力の視座から探究したものである。換言するなら、既存のバイオエシックス（生命倫理）を問い直し、メタバイオエシックスの観点から具体的な生命倫理問題（脳死・臓器移植、安楽死・尊厳死、受精卵利用など）を考究し、生権力（論）の内奥に歴史的・分析的に踏み込んだ、研究である。

探究の契機は、一見あまりにも自明なために省みられることがなかった事態に対する疑問である。すなわち、安楽死・尊厳死の対象者も、心臓などの不可欠臓器の移植ドナーも、けっして健常者ではないということである。安楽死・尊厳死は、あくまでも終末期や植物状態の患者などを対象としているのであり、ナチスによる強制安楽死も、知的障害者や精神障害者にはほぼ集中して行われた。他方、不可欠臓器の提供者も、原則的には脳死者という重篤患者に限られている。同様のことは、受精卵の研究・産業利用についてもいえよう。たとえば英国や日本では、その利用は受精後 14 日目までのものと制限されているのである。だが、人間の死生への人為的介入にはなぜかような制度的ないしは暗黙の弁別があるのか。つまり、発生が進んだ胚や胎児ひいては成人に対しては許されない科学的な破壊行為は、いったいなぜ初期の受精卵には許されるのか。そして、そもそも、健常者による不可欠臓器の提供やその安楽死・尊厳死は、なぜ議論の俎上にすら上らないのだろうか。

元来はこのような原理的問題をも討究すべきはずのバイオエシックス（生命倫理）は、しかし、それらを放置したまま、先端医療やバイオテクノロジーを受容する方途の捻出に腐心してきたように見受けられる。管見からすると、考究すべきさまざまな事柄を不問の前提として、もっぱらその枠内で細部の議論や条件整備に力を注いでいるのである。そこにおいて生命倫理の「生命」は、もはや生身の「いのち」ではなく、ひとえに技

術操作や形式論議の対象にすぎなくなっているのではないか。そして生命倫理の「倫理」もまた、心の源泉から湧き出る当為ではなく、法律や指針の策定へと転化しているだろう

本論考は、概ね以上のような問題意識を基礎に置き、安楽死・尊厳死、脳死・臓器移植、受精卵利用などを具体的な切り口として、現在の死生問題を多角的かつ批判的に検討したものにほかならない。

論考の冒頭では、既存のバイオエシックス（生命倫理）を分析し、そこに稀薄かそもそも欠落している 5 種の視点を剔抉した。すなわち、①先端医療やバイオテクノロジーなどがもたらす未来社会を展望する「文明論的視点」、②検討課題を過去からの流れに即して省みる「歴史的視点」、③当該問題と経済政策との絡みを解きほぐす「経済批判の視点」、④科学理論や科学技術の科学的妥当性を検証する「メタ科学的視点」、⑤死生問題を権力論の点から捉えなおす「生権力の視点」である。これらの視点こそが、先に言及したメタバイオエシックスの心髄をなすものであり、具体的な考察は主にこれらの視点から行った。

ただし、本論考では章を経るにしたがって、5 種の視点のうち「生権力の視点」からの考察が色濃くなる。というのは、当の視点が現在の死生問題にあって最も重要だと考えたからだけではない。従来、生権力をめぐる議論は、主として社会思想、政治思想、社会学などの分野でなされてきた。だが、そこでは、現実的に生権力が瀰漫している生命倫理問題にまで射程が及ぶことは稀であった。他方、“正統的な”生命倫理の分野では、前述のように生権力の視点は皆無に近いといつてよい。それゆえ、生権力の議論を通じて、生命倫理と他の諸分野との架橋を試みるという狙いもあったのである。

また、生権力の核心中の核心問題について論じた第 5 章では、科学史わけても生命論史と関連させた検討も行った。このことにも上と同様の理由がある。つまり、生命倫理の議論は生命を扱っているものの、その歴史的検討が軽少な一方、M. フーコー、G. アガンベン、R. エスポジトなどによる生権力論は、哲学史、思想史、政治史、社会史、法制史、神学史等々を基軸としており、権力が照準を合わせているはずの生命それ自体については、アリストテレスと X. ビジャの所説を例外として、歴史的にはあまり論じてこなかったのである。しかも、生命の把握はことに神学と密接に関係しているにもかかわらずである。したがって、ここでもまた、異分野間に懸け橋をわたすことを試みた所存である。

以下、具体的な論述の進め方とその特徴を概説する。

まず第 1 章では、日本でもその法案の国会上程が目前に迫ったと思しい尊厳死について、多面的に検討した。そのさい、旧来の大半の議論では安楽死と尊厳死の異同も定かでないため、それをはじめとした重要だが等閑視されてきた基本的な概念や事態を、はじめに押さえた。そして、尊厳死を推進しその法制化を牽引する思想、経済的・制度的な背景、原理などを論じた。この種の議論も従来はほとんど見受けられないものである。

ついで第 2 章では、まず、近年の先端医療とバイオテクノロジーの躍進を「人体革命」と捉え、その様相を概観した。そのうえで、バイオエシックス（生命倫理）の中心原理すなわち「人間の尊厳」と「自己決定権」を批判的に検討した。前者の「人間の尊厳」概念に関しては、米国の議論を凌駕するドイツのものを含めてその特性を歴史的に考察し、従来のもことから放逐されてきた「身体」を導入することにより、概念の変革を図った。また、後者の自己決定権については、小著『死は共鳴する——脳死・臓器移植の深みへ』（勁草書房、1996 年）の上梓からこのかた行ってきた批判——それは国内外において自己決定権に対する初の原理的批判に思われる——を概括するとともに拡充した。そして最後に、人体革命を広く文明論史の見地から俯瞰した。

さらに第 3 章では、2009 年に成立した日本の「改定臓器移植法」の意義を多角的に論じた。法改定の主眼

は脳死を人の死（の基準）と規定（しよう）したことだと見なせるが、その意義を歴史的に検討しつつ、それを支える科学的論理をメタ科学の観点から批判した。また、前述の尊厳死法制化の潮流と絡めながら、あらためてその経済的・制度的な背景を考察した。以上のうえで、A. コント＝スポンヴィルの所論と、フーコーおよびアガンベンが生権力論を援用し、臓器移植法の改定を思想的観点から捉え返した。脳死問題に対するメタ科学的な批判も生権力の観点からの議論も、少なくとも執筆時には本邦初のものであろう。

つづく第4章は、従前の三つの章とは趣を異にする。すなわち、これまでの議論が脳死・臓器移植などの具体的な事柄を軸に展開したのに対して、この第4章ではフーコーとアガンベンが生権力論の読解と批判的検討に徹した。なぜなら、先述した「人間の死生への人為的介入にはなぜ制度的ないしは暗黙の弁別があるのか」という謎の解明には生権力論を深化させることが必須、と考えたからである。ここでのフーコーをめぐる議論はもとより、アガンベンの「ホモ・サケル」プロジェクトにおける生権力論の解読とそれへの批判は、既在の研究にはなかったものはずである。また、本章では「生権力の核心」（後述）と「生権力の核心中の核心」（後述）を確認したが、この一連の検討は次章において生権力の実相を討究するための準備作業でもある。

かくて、総括章にあたる第5章では、第4章で確認した「生権力の核心」と、とくに「生権力の核心中の核心」を主題とした。具体的には、後者の「生権力の核心中の核心」を「人間の尊厳」概念とそこに内在する理念的な諸前提と把握し、その系譜とそれがもたらした状況とを第2章での議論を発展させて歴史的に論じた。これまで疑問視されることはまずなかった「人間の尊厳」という金科玉条を批判的に検討したのである。対象としたのは、ルネサンスの人文主義者 G. ピコ、R. デカルトから I. カントに至るピコの後裔たち、M. ハイデガー、強制安楽死の指南書の著者 K. ビンディングと A. ホッヘ、そして A. ヒトラーである。さらに戦後に入っては、ナチス裁判と各国新憲法、世界人権宣言とその起草者のひとり J. マリタン、医療倫理の改革者 J. フレッチャー、生命倫理をめぐる近年の事態や所説と諸論者等々である。さらには、こうした歴史的探究を踏まえ、あらためて既存の生権力論を総括し、新規の「人間の尊厳」観を示した。とりわけこの第5章の議論全体は斬新なものに思われ、各論においても従来にはない歴史把握や知見が少なからず見られるはずである。

最後に本論考の要諦を記しておく。「生権力の核心」とは、「生きるに値する者／値しない者」を弁別することであろう。そして「生権力の核心中の核心」とは、ピコ以来ナチスをも経て現代に続く伝統的な「人間の尊厳」概念の内実——①存在者の序列を認め、②人間の卓越性を動植物との差異に求め、③その根拠を精神（理性）とし、精神（理性）を身体より上位のものとする認識——、これこそが「生きるに値する者／値しない者」を弁別する装置となってきたことである。人間のみが精神（理性）を有しているため、存在者の序列にあって身体だけで生きる動植物に卓越しているのであり、そこに「人間の尊厳」が存する。かくして、ナチス時代の知的障害者・精神障害者にせよ、現代の脳死者・尊厳死の対象者・初期の受精卵にせよ、精神（理性）を欠いて身体だけで生きるゆえに「人間の尊厳」を消失した者と見なされ、「生きるに値しない者」となるのである。